地域再生計画

- 1. 地域再生計画の名称 「地域と連携した安全な港」づくり計画
- 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県 鹿児島県出水郡長島町
- 3. 地域再生計画の区域 鹿児島県出水郡長島町の区域の一部(長島港(城川内地区、唐隈地区)及び蔵 之元漁港)

4. 地域再生計画の目標

長島町は、鹿児島県本土の北西部に位置する長島、獅子島、諸浦島及び伊唐島の4島からなり、四方を東シナ海、八代海、長島海峡等の海に囲まれている。また、島の北部一帯は雲仙天草国立公園に指定されるなど、豊かな自然に恵まれた地域である。平成18年3月には旧長島町と旧東町が合併して新たな町政をスタートし、町の基幹産業は水産業となっている。

旧東町地域では、恵まれた漁場と温暖な気候に支えられ、漁船漁業や養殖漁業などが活発に展開されている。殊に昭和49年黒ノ瀬戸大橋の完成を契機として流通体系が改善され、鹿児島県本土との間で大型保冷車等による漁獲物の出荷や資材の搬入等のトラック輸送経路が確立されたことで、タイ、ブリ養殖漁業が急激に発展し、平成15年度の水揚げ量は1万6千トンに達した。しかし、近年は魚価が低迷しているため、水揚げされたものに付加価値を付けることにより少しでも高値で販売できるよう販路の拡大などを行っている。

旧長島町地域には長い海岸線があるが、北部は入り江に富んだリアス式海岸となっており、南部は外洋に面しているため、自然の好漁場に恵まれ、定置網、刺し網、一本釣りを中心とした沿岸漁業が盛んである。中でも、長島海峡で獲れる天然のマアジは、海峡の急流にもまれて身が締まり食味があることで知られている。また、ひじき、トサカのり、ヒオウギ貝などの海面養殖も盛んである。その他、観光、レジャーと結びついた遊漁船においても、釣場が近く年間を通じて釣りを行うことができるという自然条件のほか、船内にトイレ、無線機を設置するなど、安全性と利便性の向上

に努めた結果、利用者が増加している。

一方で、長島港(城川内地区及び唐隈地区)を利用している漁業者は、台風などの荒天時において漁船の陸揚げ場所の安全性確保ができず、遠方にある長島港(浦底地区)への避難を余儀なくされている。避難の際には荒天の5日程前から避難準備を行い、避難中及び解除後の移動日を合わせて計9日間も漁を行うことができないため、大きな損失となっている。

このため、両港の整備を行い、一部の漁船については荒天時の自港内での安全係留を可能とする。また、両港から最も近い蔵之元漁港を整備することにより、長島港(城川内地区及び唐隈地区)で係留場所を確保できない漁船の避難を可能とする。これにより、長島港(浦底地区)まで避難しなければならない漁船がなくなり、避難準備から解除日まで合わせて6日間の漁業停止となることから、避難日数が3日間短縮される。

また、近年は漁獲量の減少や漁業従事者の高齢化、後継者不足などから も、水産業全体が厳しい状況に直面している。そこで、これまでにも行っ てきた長島町及び北さつま漁業協同組合との共同事業により、水産資源維 持のための増殖事業等を継続していく。併せて、若者交流事業等も行い、 漁業後継者、担い手育成の促進を図る。

このように長島町では、「活力あるまち」づくり計画の基本理念のもと、 漁船漁業の振興、養殖漁業の振興、漁業の担い手育成を掲げ、港湾や漁港 の整備を進めることにより「地域と連携した安全な港」づくりを推進し、町 の基幹産業である水産業の振興を図る。

【目標】

- ①長島港(城川内地区及び唐隈地区)における荒天時の避難隻数の減 60隻→30隻
- ②長島港(城川内地区及び唐隈地区)における荒天時の避難漁船の 避難日数の短縮 9日→6日

5. 目標を達成するために行う事業

5-1. 全体の概要

長島港(城川内地区及び唐隈地区)においては、台風などの荒天時に漁船を 安全に係留することができず、遠方の長島港(浦底地区)に全隻数が避難して いる状況である。

このため、港整備交付金を活用して、長島港(城川内地区及び唐隈地区)の整備を行い、一部漁船の荒天時係留を可能とし、自港における安全係留隻数の増加を図る。また、併せて長島港(浦底地区)よりも近い蔵之元漁港の整備も行い、蔵之元漁港への避難を可能とし、避難にかかる日数短縮を図る。

また、これまでは他の港から蔵之元漁港に避難してくる漁船が蔵之元漁港船の出入港の支障となっていたが、これについても蔵之元漁港の整備を行うことにより、漁船同士の接触による船体損傷が回避され、より多くの漁船の蔵之元漁港内への安全係留が可能となる。

このように、港湾と漁港の連携効果により、総体的に避難隻数が減少し、避難日数が短縮されることにより、水産業の振興が図られる。

その他、長島町及び北さつま漁業協同組合の共同事業として、「長島海峡アジ」ブランド化の促進や、栽培漁業事業、若者交流事業などを行い、漁業後継者、担い手育成の促進を図る。

5-2. 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○港整備交付金を活用する事業【A3003】

長島港(城川内地区)では、荒天時に漁船を安全係留することができず、海上片道16km以上離れた長島港(浦底地区)に全数の32隻が避難している状況である。

このため、物揚場を整備することで13隻の荒天時係留を可能とし、残りの19隻は海上片道8kmの蔵之元漁港への避難とし、避難日数の短縮を図る。

長島港(唐隈地区)では、荒天時には護岸(防波)等からの越波で港内へ波が打ち込み、物揚場に安全係留できない状況であり、全数の28隻が海上片道19km以上離れた長島港(浦底地区)に避難している。

このため、護岸(防波)改良を行うことで、17隻の荒天時係留を可能とし、残りの11隻は海上片道11kmの蔵之元漁港への避難とし、避難日数の短縮を図る。

また、蔵之元漁港では、物揚場、防波堤等の整備をすることにより、長島港(城川内地区及び唐隈地区)からの避難漁船30隻の受け入れを可能とする。さらに、他の港からの避難船との接触による船体損傷などの支障も回避し、全ての漁船の安全係留を図る。

「施設の種類と事業主体】

- ·港湾施設(長島港(城川内地区)) 長島町
- ・港湾施設(長島港(唐隈地区)) 長島町
- ・漁港施設(蔵之元漁港) 長島町

「整備量]

- ・港湾施設・・・・物揚場、泊地、護岸(防波)改良
- ・ 漁港施設・・・・防波堤、護岸、物揚場、泊地、道路

「事業期間」

・港湾施設 平成22年度~平成25年度(4ヶ年)

・漁港施設 平成21年度~平成25年度(5ヶ年)

[総事業費]

576,000千円 (うち交付金266,400千円)

・港湾施設 216,000千円 (うち交付金 86,400千円)

・漁港施設 360,000千円(うち交付金180,000千円)

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5-3. その他の事業

5-3-1. 基本方針に基づく支援措置 該当なし

5-3-2. 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

① 「長島海峡アジ」ブランド化事業

(長島町及び北さつま漁業協同組合の共同事業)

長島海峡で獲れる天然のマアジは、傷を付けず生かしたまま持ち帰り、 二日から四日間自然の海流で活かしこむことで体内の老廃物を除き、程 よい甘味を引き出すため特産品として好評であり、宅配便販売なども行っている。これを「長島海峡アジ」と命名し、九州内の販路を拡大して知 名度のアップを図り、ブランド化を目指す。

② 栽培漁業事業

(長島町及び北さつま漁業協同組合の共同事業)

マダイやヒラメ、アワビなどの稚魚稚貝の放流や、ひじき、トサカのり等増殖のための藻場造成を行うなど、水産資源の維持・増大を促進する。

③ 若者交流事業

(長島町及び北さつま漁業協同組合の共同事業) 漁業後継者、担い手育成を促進するため、ふれあいの場を設けるなど の若者交流事業など行う。

平成15年度からは、花嫁不足対策として集団見合いを年1回開催しており、平成20年度には1組のカップルが誕生した。

6. 計画期間

平成21年度~25年度(5ヶ年)

- 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 4に示す地域再生計画の目標にてらし、町において政策審議会により 必要な調査を行い、状況を把握し評価・公表する。
- 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし